

業務指示書

フィリピン国信用リスク情報データベース構築に係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年10月12日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年10月17日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

(○) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：金融セクターに係る各種調査業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/CRD構築）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：金融セクターに係る各種調査業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 企業金融】

- 1) 類似業務の経験：企業金融に係る各種調査業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年10月21日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(PHP1 = 2.0874 円, US\$1 = 100.606 円, EUR1 = 112.785 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/CRD構築
企業金融

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.00 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年11月7日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2016年10月)」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者 (JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。) 及びその親会社/子会社等は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) 以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

フィリピン国信用リスク情報データベース構築に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/CRD構築	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 企業金融	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

フィリピンは、急速な経済成長の成果として、数多くの中小企業が存在し、雇用、関連部品産業の拡大、技術革新の側面からその重要性が高くなってきている。これらの中小企業に対して、フィリピン政府は「The Micro, Small, and Medium Enterprise Development Plan 2011-2016」を打ち立て、積極的な育成政策を実施しているが、様々な制約・課題により、重層的な産業構造を支える企業層を構成するには至っていない。その課題のひとつが、中小企業の資金調達である。中小企業の信用リスクに関する情報が不足することで十分な審査をすることができず、中小企業向け融資は2013年9月現在、全銀行ベースで4,035億ペソと総融資残高3兆1,863億ペソの12.7%を占めるに過ぎない。(金融庁委託調査「フィリピンの金融インフラに関する基礎的調査」(平成26年3月大和総研))

我が国においても、過去から同様の問題が存在してきたが、公的融資や信用保証制度等の制度の充実・改善を繰り返し、近年においては信用リスク情報データベース(Credit Risk Database、以下 CRD)の整備等により、中小企業への信用面でのボトルネックを解消する試みがなされている。CRDとは、銀行及び信用保証協会から匿名で集めた融資先中小企業のFinancial StatementsとDefault Dataから構成される信用リスク情報データベースであり、データベースを会員の金融機関間で共有して使用する形態は我が国において独自に発達してきたものである。中小企業金融振興目的に加えて、中央銀行等金融当局の監督目的で、CRDはマクロ・ミクロ両面の信用リスクの計測・分析のツールとして活用されている。

フィリピンにおいても、我が国の経験に基づくCRDの導入により、銀行セクターの信用リスク管理強化による中小企業向け金融環境の整備が期待できる。加えて、近年積極的にフィリピンに進出している本邦中小企業の現地中小企業との取引における信用面での問題の解消及び現地に進出した我が国金融機関の信用リスク管理等、我が国中小企業や金融機関へのメリットも存在する。一方で、CRDを構築するためには膨大なデータ量が必要となり、フィリピンにおいてCRDを導入するためには、構築に必要なデータの量・質の有無とともに、提供し得る機関の特定、運営主体の設立について検討を要する。以上から、本業務では、CRD導入と利用可能性を検討するための調査を実施する。

2. 業務の目的

フィリピンにおける信用リスクベース融資(無担保、無保証)(以下、信用リスクベース融資)の現状と促進する上での課題を整理するとともに、CRD構築のためのステークホルダー及び克服すべき課題の特定、CRD構築のために必要となるデータの信頼性に係る試験的調査(以下、初期的品質評価)に基づく実現可能性の検討、並びにCRD導入のためのロードマップ及び運営主体のオプションにつき、検討を行い、今後のフィリピンにおける中小企業金融活性化に向けた支援検討の材料とするもの。

3. 対象地域及び実施体制

- (1) 対象地域 フィリピン全域
- (2) 実施体制

先方実施機関：DOF (Department of Finance)

Working Group (設置済：以下、WG)：DOF (Department of Finance), DTI (Department of Trade and Industry), BSP (Bangko Sentral ng Pilipinas), SEC (Securities and Exchange Commission), UP (University of Philippines) School of Statistics

なお、WGは、金融包摂・金融監督・信用情報制度・中小企業支援・統計学といったCRD構築に係る機関で構成されている。CRD構築検証については、これら各機関の意見を踏まえて進めていくこと。

4. 業務の範囲

本業務は、2016年6月1日にフィリピン政府と締結した「Minutes of Discussion on The Study for Introduction of Credit Risk Database (CRD) in the Philippines Between Japan International Cooperation Agency and Department of Finance」に基づき、「2. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

- (1) 調査スコープについて（「6. 業務の内容」参照）

- ① 6. (2)を遂行するにあたり信用リスクベース融資に関してフィリピンの現状及び課題を分析する際に以下の点に留意を要する。
 - ・ フィリピン銀行セクターにおいて土地担保や保証に基づくファイナンスが何故広く採用されているかについて、政府の方針、金融制度、融資の仕組み、顧客情報の収集、銀行の取り組み姿勢等の観点から要因分析を行う。
 - ・ 土地担保や保証に基づくファイナンスを是正するため、あるいは信用リスクベース融資振興のための考え得る政策措置を明示し、フィリピンにおいて講じられてきた政策措置との比較分析を行う。
 - ・ 日本の経験については、特にバブル期以降における不良債権比率の改善と銀行監督の強化に伴う銀行の貸出姿勢の変化、そのために講じられた中小企業金融振興策、金融政策措置及び信用リスク情報データベース等の基礎インフラ整備についての調査分析を含めること。
- ② 6. (3)における関係機関特定のプロセスでは、政府諸機関、銀行等各種金融機関、監査会社、学術関係、その他関連団体等の対象の特定方法を明らかにして、CRD構築に向けた協力やコミットメント取得を得られるよう、事前の計画を策定すること。

- ③ 6. (3)③④のデータ提供機関の特定及び課題・制約の整理は、実際に CRD を構築する際により多くのデータが必要となるための調査であり、全体感をつかむことに留意すること。6. (4)①②は CRD 構築の可能性を検討するため、試験的に初期的品質調査を実施するためのものであり、確実に実施すること。(4)①②は少なくとも 3 万件のデータ数を想定するが、調査の結果を踏まえ、最終データ数については、JICA と協議の上、決定すること。なお、プロポーザル提出時は、データ数を 3 万件とし、見積ること。
- ④ 6. (4)において、データ数、質及び項目数精査のプロセスは、以下手順を参考とすること。
- ・ データ提供者ごとの Financial Statements の項目数、データ数、通年数及び Default Data の内容の及びデータ数を把握する。
 - ・ 上記を把握した上で、必要に応じて我が国において CRD を運営している機関の知見を得ながら、データの品質調査手順（データの移転方法、データクレンジングの方針及び実施、インプット項目数、インプットするデータ数、変数の特定、調査ランの回数等）及び計画（データベース構築の可能性が判断できるまでの初期調査ラン実施回数を含める）を作成する。
 - ・ 利用可能なデータを使用して、品質調査手順及び計画に従って、初期調査ランを実施する。
- ⑤ 6. (3) ②及び(4)②③においては、データが匿名で CRD に提供される場合でも、Financial Statements 取得時に記名となっているため、Data Privacy Act に関連する規制に抵触することが懸念される。法解釈については、WG の支援をもとにフィリピン司法当局の見解を求め、問題点があれば提起の上、解決方法について提案すること。
- ⑥ 6. (5)においては、設立運営のオプションを複数提示し、オプションには、日本で採用している形態（民間による会員制型）を含めること。さらに、WG のメンバーである University of Philippines, School of Statistics に着目し、同組織の既存のファシリティを活用するオプションの提示も含めること。
- ⑦ 6. (6)においては、フィリピンに CRD 導入した場合の経済的効果を推計することを目的とする。推計分析の仮定は、できる限り本調査結果により構築可能なデータベースとモデルに基づくものであることが望ましいが、CRD 導入によるインパクトについての分析は、より一般的な内容であることを排除しない。
- (2) 本調査の背景と趣旨を鑑みて、日本における CRD の構築経緯、金融セクターにおける役割、監督官庁や各種金融機関が利用するメリット、提供サービス、及び CRD 構築に必要であった事項（Financial Statements 項目、Financial Statements 数、データ収集方法、クレンジング作業、Default Data データ内容）、モデル構築（変数、解析の手順）、及びデータベース運営管理についての事前レビューを必須とする。

- (3) 調査に当たっては、以下について十分な情報収集に留意する。
- ① フィリピン企業金融の状況について、特にフィリピン企業の資金調達仕組み、企業金融仲介機関の規制ルールと現状、資本金、株式発行及び上場の現状、銀行（Universal Bank, Commercial Bank, Thrift Bank, Regional Bank, Cooperative Bank）及び Non-Bank に対する関連規制・監督、債券発行状況、銀行及び Non-Bank による貸出状況（企業規模別及び銀行・Non-Bank の種類別貸出マトリクス、企業金融貸出条件の現状、土地担保残高、動産担保残高、保証残高、Financial Statements の提出状況等）
 - ② 必要に応じて、フィリピンにおける銀行業、Non-Bank 金融業、会計士、経営者等の協会あるいはフォーラムから情報収集すること。
 - ③ フィリピンにおける企業の Financial Statements の利用・作成状況（Financial Statements 作成規則、Security Exchange Commission への提出義務、遵守状況、企業金融における利用方法、政府機関あるいは金融関連団体による Financial Statements 作成支援状況）
- (4) 調査の実施にあたってはフィリピン政府・WG に対して適宜進捗状況を報告し必要に応じて意見を求めると同時に、プロジェクトの進捗上、フィリピン側の支援及び対応が必要な場合は要請を行う。議事録を作成し WG Chair の確認を取得する。
- (5) 潜在的 CRD ユーザー及びデータ提供者特定のプロセスでは、個別の関係者にアプローチするのみならず、必要に応じてフィリピン銀行業、Non-Bank 金融業、会計士、経営者等の協会あるいはフォーラムに対して理解を促し、CRD の有効性を喧伝すると同時に、CRD 構築に係る検証の協力を得ることが望ましい。
- (6) Credit Information Corporation (CIC) との情報交換に努め、同機関が支援する Credit Information Eco-System の進捗状況を把握すること。また、Credit Information Bureaus が行う信用情報提供活動についても逐次把握すること。
- (7) フィリピン進出日系金融機関との連携
- フィリピン・日本二国間の外交関係強化を背景にフィリピンに進出する日系企業の増加が期待されている対象地域に関心を有する日系金融機関、ジェトロ、日本商工会議所等から信用情報ニーズの聞き取りや意見交換を積極的に行い、必要に応じて調査結果に反映すること。なお、対象企業の選定にあたっては、特定の社に限定されることなきよう、公正性・公平性の確保に留意し、JICA の事前了解を得ること。

6. 業務の内容

- (1) 事前準備及びインセプション・レポートの説明・協議
- ① 業務実施に関する基本方針、方法・項目といった詳細な調査内容、実施体制、スケジュール等を検討し、それらを踏まえてインセプション・レポートを作成し、内容に関し JICA の承認を得る。その際、Credit Information Corporation (CIC)

が進める Credit Information Eco-System の内容、アメリカ国際開発庁 (USAID)、国際金融公社 (IFC) 及び他のドナーがフィリピン政府向けに推進する信用情報システム支援の内容を情報収集し、それらを踏まえること。

- ② WG とインセプション・レポートについて協議し、承認を得る。
- (2) 対象地域における信用リスクベース融資に係る調査を実施する。具体的な内容は、以下の通りとする。なお、①～⑤については、現地再委託を可とし、必要経費を本見積りに含めること。
- ① フィリピンにおける信用リスクベース融資の現状と信用リスクベース融資に対する国内外の考え方及び評価。
 - ② 土地担保や保証に基づく融資との関係性と、担保主義から信用リスクベース融資方針への移行に係る方針及び方法。
 - ③ 銀行側・中小企業側における信用リスクベース融資の利点。
 - ④ 信用リスクベース融資を促進する際の制約・課題。
 - ⑤ フィリピンにおいて信用リスクベースの融資を促進するために講じられた、もしくは講じ得る施策。
 - ⑥ 日本における信用リスクベース融資促進に係る歴史及び教訓。
- (3) CRD 構築に係るステークホルダー (ユーザー・データ提供者・構築主体・運営主体・その他) を特定する。
- ① 政府諸機関、銀行等各種金融機関、監査会社、学術関係機関に対し CRD のサービスやアウトプットに係る意見・評価を分析・整理する。
 - ② 次に掲げる関係機関に対して、CRD の機能及び効能について説明する (CRD の利用可能性については、日本政策金融公庫がコーディネートしている、SME ローン債権の証券化スキームの内容も含める。)。関係機関とは、現時点で興味を示している団体として、Cooperative Development Authority、the Credit Information Cooperation、the Philippine Finance Association、Credit Information Bureaus を想定しているが、他に適当な団体があれば、プロポーザルで提案すること。
 - ③ データを保有し潜在的にそれを提供し得る機関 (政府諸機関、銀行等各種金融機関、監査会社、Security Exchange Commission、Bureau of Internal Revenue 等) に対して、それぞれが所有している CRD 構築に活用し得るデータ (Financial Statements、Default Data、Non-Financial Data) の利用可能性 (保有する Financial Statements の数、項目数、通年数、Default Data の内容等) を調査する。
 - ④ ③にて特定されたデータに関して、関係機関がデータ提供を了承もしくは拒絶し得る理由・制約を確認する。法的観点 (特に Data Privacy Act) 及び海外への持ち出しについての制限等についての側面を含むこと。
 - ⑤ 信用リスク情報データベース構築に関し現在行われている類似事業の有無を確認する。また、類似事業が存在していた場合、現状と、事業を進めるにあたって直

面している課題があれば、それらの詳細を調査する。

- ⑥ 上記関係機関向け調査プロセスの中で、CRD 構築に対して実際に事業に参加及び実施し得る団体を特定する。
- (4) データベース構築の実現可能性を検討する。
- ① データの初期的品質調査のため Financial Statements、Default Data、Non-Financial Data を提供し得る機関を特定する。
 - ② ①で特定した機関からのデータ収集にあたって課題・制約の有無を確認する。実際に課題・制約がある場合、解決のための方策を提案し、JICA及びフィリピン側の同意を得た上で問題解決にあたり、データの収集を確保すること。
 - ③ ①で特定した機関から初期的品質調査に必要な収集可能なデータ数、電子媒体での保管を確保しつつデータを収集し、データの信頼性に係る初期的品質調査を実施する。
 - ④ 初期的品質調査レポートを作成し、(ア) 収集したデータの品質、(イ) 不足部分とその原因、(ウ) データ収集にあたって改善すべき事項、(エ) データベース構築のための道筋について報告提案を行う。
なお、③、④は国内再委託を可とし、必要経費を本見積りに含めること。
- (5) CRD 実施・運営主体を検討し、運営計画案を作成する。
- ① CRD 実施・運営の主体について、設立計画を作成する。検討範囲は、官・民・もしくは官民共同を含み、それぞれの案についてメリット・デメリットを評価する。
 - ② CRD 運営計画のドラフト（財務及び人事プランを含む）を作成する。
- (6) CRD 構築に係る経済的インパクトの分析を行う。
フィリピンにおいて CRD を導入した場合の経済的インパクトを分析する。なお、本分析においては、現地再委託を可とし、必要経費を本見積りに含めること。
- (7) フィリピンにおける Financial Statements 作成及び利用強化のための調査を実施する。
- ① フィリピンにおいて、企業及び法人（中小企業含む）が、銀行借入れの際に具体的に Financial Statements をどのように作成・管理をしているか、確認をする。
 - ② ①で調査をした Financial Statements 作成・管理に係る企業金融におけるプラクティスについて、作成及び管理を徹底する上でのモチベーションの向上、利用向上の誘因、作成及び管理能力向上についての改善点を明確化し、実現可能性に配慮しつつ、CRD 構築案を検討する。
 - ③ ①②を踏まえながら、信用リスクベース融資を促進する環境整備について道筋を提案し政策の提言を行う。
- (8) ドラフト・ファイナル・レポートの作成
本調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとしてとりまとめ、JICA 及び比側カウンターパート機関・WG に説明・協議を行い、コメントを得る。

(9) ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対する JICA 及び関係機関のコメントを受けて、ファイナル・レポートを作成し、JICA に提出する。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、③ファイナル・レポートとし、最終成果品の提出期限は、2017年7月とする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

① インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：2016年12月上旬

部数：和文4部（JICA4部）、英文14部（JICA4部、DOF他10部）（簡易製本）

② ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査全体結果（ドラフト）

提出時期：2017年7月上旬

部数：和文4部（JICA4部）、英文14部（JICA4部、DOF他10部）（簡易製本）

③ ファイナル・レポート

記載事項：調査全体成果（セットされた内容）

提出時期：2017年7月下旬

部数：和文4部（JICA4部）、英文14部（JICA4部、DOF他10部）（製本）、要約編和文3部（製本）、CD-R 3部

(2) 調査に際して作成したデータベース

本調査で試行的にデータベースを作成した場合、併せて提出すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

2016年12月より業務を開始し、2017年7月目途にファイナル・レポートを提出する。

2. 調査実施スケジュール（案）

	12月		1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月	
	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下
1 インゼプションレポート作成、説明および協議、PWGへ提示																
2 信用リスク分析に基づく融資（無担保、無保証）の現状と課題整理																
3 CRD構築に係るステークホルダーの特定																
4 CRD構築の実現可能性に係る品質調査																
5 CRD実施・運営主体の検討及び運営計画書の作成																
6 CRD導入に係る経済的インパクトの分析																
7 ファイナンスステートメントの作成・利用の強化に係る調査																
8 ファイナルレポートの作成・提出																

3. 業務量の目処と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目処

合計 約5 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

- (3) 要員計画の構成分野（案）を以下に示す。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括/CRD 構築（2号）
- ② 企業金融（3号）

4. 参考資料

(1) CRD 関連団体の各情報

日本 CRD 協会	(日本語) http://www.CRD-office.net/CRD/ (英語) http://www.CRD-office.net/CRD/en/
日本リスクデータバンク	http://www.riskdatabank.co.jp/
信用リスク情報統合サービス	http://www.ffr-plus.jp/material/pdf/1010/chigin.pdf
SDB	調査中

(2) CRD 関連論文（CRD 概要及び紹介、CRD を用いた論文等）

ADB I 吉野学長 他	http://www.adb.org/sites/default/files/publication/175583/adb-i-wp547.pdf
一橋大学前原教授他	http://www.rieti.go.jp/jp/publications/summary/13090019.html
ADB I 吉野学長 他	http://www.adb.org/sites/default/files/publication/182532/adb-i-wp564.pdf

同	http://www.unescap.org/sites/default/files/2-Part1-Yoshino.pdf
同	http://www.asiapathways-adbi.org/2015/05/the-necessity-of-developing-sme-databases-in-asian-economies/
同志社大額鹿野教授	http://www.econ.doshisha.ac.jp/attach/page/ECONOMICS-PA-GE-JA-146/27389/file/workingpaper027.pdf
政策研究大学院鶴田教授	http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/07e032.pdf
京大青山教授	http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/12j026.pdf

5. 再委託

国内または現地再委託を想定している以下の項目については、当該調査について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める。現地/国内再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、適切な監督、指示を行うこと。なお、以下(1)～(3)については、必要経費を本見積りに含めることとする。

<国内再委託>

(1) 初期的品質調査 (第2 6. 業務の内容(4)③④)

<現地再委託>

(2) フィリピンにおける信用リスクベース融資に係る調査 (第2 6. 業務の内容(2)①～⑤)

(3) GRDに係る経済的インパクトの分析 (第2 6. 業務の内容(6))

6. 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

7. 安全配慮事項

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA フィリピン事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

8. 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA

担当者に速やかに相談するものとする。